

青山公園タクシー調整待機所清掃業務特記仕様書

(1) 基本方針

この仕様書は、(公財) 東京タクシーセンター (以下「甲」という。) が委託する青山公園タクシー調整待機所 (港区六本木7-23、港区南青山2-34) の歩道、車道、植え込み等の清掃業務を受託する者 (以下「乙」という。) が行う業務であって、現場の状況に応じて簡易なものについては、当仕様書に記載されていない事項であっても誠意をもって行うものとし、適切な清掃用具を用いて、快適で衛生的な環境と美観の保持に努めるものとする。

(2) 作業体制

清掃作業は、13時から15時の2時間・16時から18時の2時間計4時間の清掃作業を行う。但し、年始(1月1日～1月3日までの3日間)は休務日とする。尚、清掃作業時間においては、調整待機所周辺の衛生環境及び美観の保持が困難と、甲が判断した場合は甲乙協議の上変更するものとする。

(3) 作業内容

① 屑籠

- ア. 歩道に設置した屑籠のごみを収集する。
- イ. 屑籠にはごみ袋を取付け、清潔に保つことが出来ないと判断した場合は取り替える。
- ウ. 屑籠周辺のごみを取り除く。

② 歩道

適切な清掃用具を用いて、屑、タバコの吸殻、空き缶等のごみを取り除く。

③ 車道

- ア. 適切な清掃用具を用いて、屑、タバコの吸殻、空き缶等のごみを取り除く。
- イ. 車に注意して行い、危険な場所は除外する。

④ 植込み

適切な清掃用具を用いて、屑、タバコの吸殻、空き缶等のごみを取り除く。

⑤ ごみの運搬・保管

- ア. 収集したごみは、リヤカー等により指定の集積場所に運搬する。
- イ. ごみを指定された通りに分別(ビン、缶、その他のごみ)する。
- ウ. タバコの吸殻は火気に注意する。
- エ. ごみ袋の有効利用のため、分別したゴミを種類ごとに十分に圧縮し、個数を数えて、用紙に記載し毎月甲に報告する。
- オ. 集積場所の整理・整頓に努める。

(4) その他

- ① 清掃用具は指定された保管場所へ置く。
- ② ごみは集積場所に保管した後、ごみ収集車にて搬出する。
- ③ 専用のごみ袋(半透明水色、90ℓ)は乙の負担で乙が調達する。
- ④ ごみ袋の使用状況を月ごとに甲に報告する。
- ⑤ 台風等悪天候時には、安全が確保されるまで作業は見合わせる。ただし、その際は必ず管理会社を通じて甲へ連絡し、指示を仰ぐこと。
- ⑥ 集積所の鍵の保管、紛失に十分注意すること。万が一紛失した場合は、管理会社を通じて、速やかに甲へ報告すること。